

●留萌市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

基本理念、基本視点、基本目標を踏まえ、下記の体系図に基づき実施していきます。

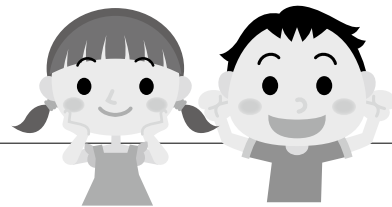
基本理念 子どもたちの生きる力「夢・希望・笑顔」あふれるまち

基本視点

- すべての子どもたちの心豊かな成長を育む環境づくり
- 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
- 子育て家庭を地域の人々で支える環境づくり
- 特別な支援が必要な子どもが健やかに成長できる環境づくり

基本目標

- | | | |
|-------------------------|---------------|------------|
| ①地域子育て支援の充実 | ②就学前教育・保育の充実 | ③学校教育環境の充実 |
| ④情報提供・相談体制の充実 | ⑤母子保健・医療体制の充実 | ⑥食育の推進 |
| ⑦安心・安全な生活環境の整備 | ⑧仕事と子育ての両立支援 | ⑨子どもの健全育成 |
| ⑩次代の親の育成 | ⑪家庭や地域の教育力の向上 | ⑫有害環境対策の推進 |
| ⑬子どもの権利・安全の確保 | ⑭児童虐待防止の推進 | |
| ⑮ひとり親家庭等への自立支援 | ⑯障がい児施策の推進 | |
| ⑰その他支援を必要とする児童に対する施策の推進 | | |



●市が取り組む子育て支援事業の一例

■放課後児童クラブ（留守家庭児童会事業）

留守家庭児童会の開設時間を下記のとおり拡大します。

現在の 開設時間	平日（月～金曜日）	下校時～17:30
	土曜日、夏冬春休み、 学校の振替休日	9:00～17:30
▼		
新しい 開設時間	平日（月～金曜日）	下校時～18:00
	土曜日、夏冬春休み、 学校の振替休日	8:00～18:00

■保育事業

保育時間を従来より1時間拡大し、7:30から18:30までの11時間を「保育標準時間」とします。

また、保育利用については、「保育の必要性」の認定を受けた保護者の就労状況などにより、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定（8時間以内）」の2区分により、保育を実施します。

○延長保育事業について

新たに平成27年度から「保育短時間認定」については「保育標準時間」の範囲内で延長保育を実施します。「保育標準時間認定」の延長保育については、実施体制が整備され次第、実施していきます。

特集 2

■お問い合わせは 教育委員会こども課 ☎ 42-1808 まで

「留萌市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました



子どもは家庭の希望であり、留萌の宝です。全ての子ども一人ひとりの幸せは社会全体の願いです。「留萌市子ども・子育て支援事業計画」は、留萌の全ての子どもたちが、郷土愛を育み、夢や希望の持てる笑顔と活気に満ちあふれた生活を送り、全ての子育て家庭が安心して子育てができる環境づくりの推進を目標としています。



▲子どもたちの健やかな成長と子育てを支援するための子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

市では、事業計画の参考とするため平成25年12月に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、また、多くの市民が計画に参画でき

子ども・子育て支援新制度は、子育てをめぐる現状と課題を踏まえ、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を総合的に推進するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が国会で可決・成立し、市町村が実施主体として「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

子ども・子育て支援新制度とは

このような地域で子育て支援に関わる団体や事業所、子育て当事者などで構成する「留萌市子ども・子育て会議」を設置・開催しながら、市における子ども・子育て支援を審議し、パブリックコメントを実施した中で事業計画を策定しました。

留萌市子ども・子育て支援事業計画について

この事業計画は、「子どもたちの生きる力「夢・希望・笑顔」あふれるまち」を基本理念に、4点の基本視点、17点の基本目標を定め、平成26年度が計画終了年度である「るもい次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承し、さらに新たな施策を加えた具体的事業により、次のとおり子ども・子育て支援を総合的に推進します。

●質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供

現在、市には幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する「認定こども園」は設置されていませんが、「認定こども園」は、保護者の就労状況などに関わらず、柔軟に子どもを受け入れられるといった特長があることから、その普及促進を図ります。

●保育の量的拡大・確保

保育需要を適切に把握し、待機児

「結果を踏まえ、量の見込みと確保策を定めました。」

特に放課後児童クラブ（留守家庭児童会事業）および延長保育事業などの保育事業については、事業内容を拡大し子育て支援の充実を図ります。

市は、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠・出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの

●国が定めた地域子ども・子育て支援事業（13事業）

1	利用者支援事業	7	ファミリー・サポート・センター事業
2	地域子育て支援拠点事業	8	一時預かり事業
3	妊婦健康診査	9	延長保育事業
4	乳児家庭全戸訪問事業	10	病児保育事業
5-1	養育支援訪問事業	11	放課後児童クラブ
5-2	その他要保護児童等の支援に資する事業	12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
6	子育て短期支援事業	13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※事業内容および確保策の詳細は、3月中旬に市・ホームページ（<http://www.e-rumoi.jp/>）に掲載します。

●地域の子ども・子育て支援の充実
国が定めた右記の地域子ども・子育て支援事業（13事業）について「子ども・子育て支援に関するニーズ調

童の発生を防ぐため、保育実施法人と連携し、利用定員の弾力運用などにより、保育の供給体制の確保を図ります。

子どもが安心・安全で、健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境の整備に取り組んでいきます。

留萌市子ども・子育て支援事業計画の計画書は、3月中旬に市役所1階ロビー、子育て支援センター、中央公民館、市立留萌図書館、市内の各児童センターに設置します。また、市・ホームページ（<http://www.e-rumoi.jp/>）でもご覧いただけます。